

四日市市告示第 482 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和4年 7月25日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	追加区間幅員 削除区間幅員 変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	追加区間延長 削除区間延長 変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	垂坂11号線	垂坂町字仲之坊416 垂坂町字仲之坊339	- 6.8~7.2 -	- 4.5 -	区域を変更する 延長を変更する
		垂坂町字仲之坊411-1 垂坂町字仲之坊339	6.7~9.5 6.7~9.5	413.4 408.9	
2	垂坂12号線	垂坂町字南貝戸864-14 垂坂町字南貝戸808-3	4.0~8.8 4.0~5.6 -	80.4 48.0 -	区域を変更する 延長を変更する 幅員を変更する
		垂坂町字南貝戸864-14 垂坂町字南貝戸808-3	3.3~9.0 3.3~9.0	588.0 620.4	
3	垂坂39号線	垂坂町字新貝1043 垂坂町字仲之坊394	- - 7.2~14.7	- - 109.6	区域を変更する 幅員を変更する
		垂坂町字新貝1043 垂坂町字仲之坊394	7.0~16.8 7.0~16.8	847.3 847.3	